

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （組織） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 各構成大学の学長 (2) 研究科長 (3) 各構成大学の教育学部長（横浜国立大学にあっては教育人間科学部長） (4) 各構成大学の研究科運営委員会委員長 (5) 研究科の専任教員 (6) 各構成大学の事務局長 〔省略〕 （庶務） 第4条 委員会の庶務は、東京学芸大学総務部総務課の協力を得て、東京学芸大学学務部<u>大学院室</u>が処理する。 〔省略〕	〔省略〕 （組織） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 各構成大学の学長 (2) 研究科長 (3) 各構成大学の教育学部長（横浜国立大学にあっては教育人間科学部長） (4) 各構成大学の研究科運営委員会委員長 (5) 研究科の専任教員 (6) 各構成大学の事務局長 〔省略〕 （庶務） 第4条 委員会の庶務は、東京学芸大学総務部総務課の協力を得て、東京学芸大学学務部<u>大学院課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>